

2021年12月24日

各位

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 徳地 立人

弊社に対する金融庁による行政処分について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は金融庁より2021年2月3日に行政処分(業務改善命令)を受け、同年2月17日及び3月5日に、同命令について記載した業務改善報告書を提出しましたが、金融庁より同命令に違反しており、受益者保護の観点から重大な問題があるとして2021年4月2日に業務停止命令及び業務改善命令を受けました。その後、業務改善命令に基づき経営体制の見直し等を行い、同命令について記載した業務改善報告書を8度にわたり提出してまいりましたが、投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について、十分な調査・検討を実施していく態勢を整備したと認められないとして、本日、金融庁より登録取消し及び業務改善命令を受けました(詳細につきましては、別紙をご覧ください)。

弊社は、この度の登録取消し及び業務改善命令を真摯に受け止め、投資信託の償還等、金融商品取引業に係る全ての業務を速やかに終了するべく業務を全うする所存です。

弊社は、お客様、関係各位に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、これからも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 管理部

[電話] 03-6230-9066 (営業日の午前9時から午後5時まで)

[E-mail] <https://www.igam.co.jp/consult/> (弊社HPのお問合せ画面)

以上

IT777777LT211224C

【別紙】

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に対する行政処分について

1. あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（東京都港区、法人番号 9010001065933。以下「当社」という。）に対しては、令和3年2月以降、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第51条の規定に基づく業務改善命令の発出を2回（同2月3日及び同4月2日）、法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令（3ヶ月）の発出（同4月2日）を行うなど、当社が設定し、運用した公募投資信託「あい・パワーファンド」及び私募投資信託「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」（以下「本件投資信託」という。）の運用・管理の実態の早急な把握、本件投資信託の速やかな償還、運用財産の運用方法や管理方法についての調査・検討の態勢整備や経営体制の抜本的な見直し等を促してきた。

当社は、上記の4月2日付の業務改善命令（別紙参照）を受け、同命令について記載した業務改善報告書（以下「報告書」という。）を令和3年12月10日までの間、8度にわたって提出してきたが、以下のとおり、現在においても業務改善命令に違反した状況が続いている。

○業務停止の期間において、投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について、十分な調査・検討を実施・継続していく態勢を整備したと認められない状況

当社は、令和3年4月2日付業務改善命令後の調査において、本件投資信託が投資している外国投資法人（以下「本件外国投資法人」という。）の運用者である STI JP Limited から受けた説明や資料が、運用・管理の実態を把握するためには不十分であるなか、客観的に裏付ける資料の確認ができず、同年12月10日付報告書において、下記（1）及び（2）の基本的な内容すら実態解明に至っていない。

（1）本件投資信託の運用の実態に関して、当社は、本件外国投資法人の行う取引がスポット裁定取引戦略による外国為替証拠金取引であることを目論見書等で説明しているが、実際の取引内容を確認できる約定記録等の客観的に裏付ける資料を確認できていない

（2）本件投資信託の管理の実態に関して、当社は、海外に所在する複数の金融事業会社（以下「プライム・ブローカー」という。）を通じて外国為替証拠金取引が行われると説明しているが、プライム・ブローカーの預り資産の管理状況や出金先について、銀行が発行する残高証明書等の客観的に裏付ける資料を確認できていない

上記のとおり、当社における、自ら設定した本件投資信託の実態を解明できずにいる状況に鑑みると、当社による運用財産の運用・管理の調査等を行うための態勢整備は実効性に欠けるものであり、業務改善命令事項が履行されたとは認められない。

当社の上記の状況は、法第52条第1項第7号に規定する「金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。

2. このため、本日、当社に対し、下記（1）については法第 52 条第 1 項の規定に基づき、下記（2）については法第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

（1）登録取消し

関東財務局長（金商）第 414 号の登録を取り消す。

（2）業務改善命令

- 1) 全受益者及び顧客に対して、登録取消し、本命令の内容及び処分の理由について、速やかに、かつ、適切に説明するとともに、当該事項をホームページに掲示すること。
- 2) 投資信託の償還等、金融商品取引業に係る全ての業務を速やかに終了させること。また、そのための人的構成を維持すること。
- 3) 運用財産について、受益者間における公平に配慮しつつ、受益者の保護に万全の措置を講じること。
- 4) 会社財産を不当に費消しないこと。
- 5) その他、運用財産及び顧客保護のために必要な対応を行うこと。
- 6) 上記 1) ～ 5) の対応状況を令和 4 年 1 月 14 日（金）までに書面で報告するとともに、終了までの間、当局の求めに応じ随時報告すること。

（別紙）

令和 3 年 4 月 2 日公表「あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に対する行政処分について」（抜粋）

（1）業務停止命令

- 1) 投資運用業の新たな契約の締結禁止（令和 3 年 4 月 2 日から同年 7 月 1 日までの間）
- 2) 本件投資信託に係る運用の停止（令和 3 年 4 月 2 日から同年 7 月 1 日までの間）

（2）業務改善命令

- 1) 本件投資信託の受益者に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明すること。
- 2) 本件投資信託の運用・管理の実態が把握できていない状況が継続しているため、受益者保護の観点から、受益者間の公平に配慮の上、運用を停止する期間において速やかな償還その他顧客資産の保全のために必要な手続をとること。
- 3) 上記業務停止の期間において、投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について、十分な調査・検討を実施・継続していく態勢を整備すること。

- 4) 今般の行政処分を踏まえ、健全かつ適切な業務運営を確保するために経営体制の抜本的な見直しを図ること。
- 5) 上記1)、2)については、令和3年4月2日から同月16日までの間は翌営業日まで、以降は、当面の間、毎週末までの状況を翌週の最初の営業日までに報告すること。
- 6) 上記3)、4)については、業務改善計画の実施完了までの間、1か月ごとの進捗・実施状況を翌月10日までに報告すること。

(※上記は金融庁のホームページに記載されている原文です。)